令和　　　年　　月　　日

足利市長　様

所 在 地

法 人 名

代表者名

代表者住所

代表者生年月日

**足利市ネーミングライツ事業申込にかかる誓約書・同意書**

ネーミングライツ・パートナーの応募に当たり、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記５につき市が必要と判断する場合は、この書面に記載した私の個人情報を足利警察署に提供されることに同意します。なお、足利市は、この書面に記載された個人情報を足利市個人情報保護条例(平成１４年足利市条例第５号)に基づき取り扱うものとし、足利市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

記

１　ネーミングライツ・パートナーの応募資格要件を全て満たしています。

２　提出した書類に虚偽又は不正はありません。

３　事業及び法人運営について、法令に違反する事実はありません。

４　足利市ネーミングライツ事業ガイドライン及び募集要項を遵守いたします。

５　自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではあ

りません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの

（４）暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの

（５）暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（６）法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

（７）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの

（８）前各項に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

（９）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

**□　足利市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。**

**（足利市内に所在する企業のみ）**

***〇足利市ネーミングライツ事業の実施に伴うガイドライン（抜粋）***

*10　応募手続*

*（１） 応募資格*

*企業又は団体（以下、「法人等」という）とします。所在地は市内・市外を問いません。ただし、次の事項に該当する場合は応募できません。*

*ア．足利市広告掲載に関する運用基準第３条（業種及び事業者等の基準）に定める業種又は事業者*

*※風俗業、貸金業、市の入札指名停止を受けている法人等*

*イ．市税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない法人等*

*ウ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成２４年足利市条例第２２号）第６条に規定する密接関係者*

*エ．無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員*

*オ．政治性又は宗教性のある事業を行う法人等*

*カ．会社更生法（平成１４年法律第154号）第２条に規定する更正手続又は民事再生法（平成１１年法律第225号）第２条に規定する再生手続をしている法人等*

*キ．アに定めるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者*

*ク．市と係争中又はそれに類する関係である法人等*

*ケ．行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人等*

*コ．ネーミングライツ事業を実施する時点の施設の指定管理者の事業目的と競合する法人等（指定管理者制度導入施設のみ）*

*サ．アからコまでに定めるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れのある法人等*

*シ．その他市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市長が認める法人等*